

令和 6 ~ 10 年度 福井労働局業務用自動車
賃貸借業務一式
仕様書

福井労働局

1 件名

令和6～10年度 福井労働局業務用自動車賃貸借業務一式

2 業務概要

福井労働局（労働基準監督署及び公共職業安定所等を含む。以下同じ。）（以下「労働局」という。）において、業務を実施するために必要となる自動車の賃貸借を行う。

3 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和7年3月1日（予定）から令和11年3月31日までの49月とする。

4 調達内容

(1) 自動車の仕様

別紙1に掲げる基準を満たす新車又は車両の初年登録が2022年式以降かつ走行距離2万キロメートル以内の中古車であること。

車名及び型式が3台同様であること。

(2) 賃貸借台数

小型乗用車 2WD（5人乗り）スタッドレスタイヤあり 3台

(3) 納車場所

別紙2のとおり。

(4) 自動車保険の加入

(2) の3台については、ア～ウを満たす保険に加入すること。

ア 保険の種類

自動車保険（フリート契約）

フリート申請日：2020年11月2日

機構コード：398916

イ 補償内容

(ア) 対人賠償保険（1名につき） 無制限（免責なし）

(イ) 対物賠償保険（1件につき） 無制限（免責5万円）

(ウ) 車両保険（一般型） リース車両を補償できる額（免責10万円）

ウ 特約その他

(ア) 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。

(イ) 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。

(ウ) 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。

(エ) 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中のみ）に限定する。

(オ) 無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。

- (カ) 仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。
 - (キ) 保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと。
 - (ク) 加害事故のほか、自損及び被害事故についても受託者と協議し決定した様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。
- (5) 労働局における自動車の状況
労働局における自動車の年間見込走行距離は別紙2のとおりであるが、賃貸借期間満了時における走行距離超過による精算は行わない。

5 業務内容

- (1) 納車計画等
契約締結後、速やかに事業所・整備工場等一覧表（別紙3）を作成し、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制（整備工場等）を構築すること。
なお、事業所は、労働局との連絡調整を行う担当者の所属する支社等を想定しているが、労働局との連絡調整を行うことができるのであれば、支社ではなく本社や、整備工場が労働局との連絡調整も担うことも必要な体制が構築されていると判断する。
- (2) 納車の対応
賃貸借契約の開始日までに車両登録の手続きを行うとともに、賃貸借契約の開始日から10日以内（3月1日契約の場合は3月11日まで）に、労働局職員と納車日等について調整を行い、指定の場所に納車すること。
また、納車時に引渡書（受託者所定の様式で可。）を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。
- (3) 継続検査及び定期点検時の対応
継続検査、法定12か月点検及び6か月安全点検の1か月前までに納車先の担当者と日程調整し、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、適時適切に必要な点検等を行うとともに、必要に応じて、以下の消耗品の交換等を実施すること。
 - ア 一般消耗品部品交換（ワイヤーゴム、プラグ等、パンク修理含む）
 - イ エンジンオイル交換（年2回、6か月安全点検ごと）
 - ウ オイルエレメント交換（年1回）
 - エ エアフィルター交換（年1回）
 - オ バッテリー交換・補充（必要回数）
 - カ タイヤ交換（必要本数）

なお、継続検査及び定期点検時以外の場合においても、労働局職員から通常使用による消耗部品の交換等の依頼があったときは、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

また、検査終了後に検査証(受託者所定の様式で可。)を労働局職員へ提出し、車両の点検を受けること。

(4) 車両故障・不具合発生時の対応

労働局職員から、同職員等の責任によらない車両の故障や不具合に係る連絡があった場合には、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うこと。

(5) 冬期に係る対応

冬期のタイヤ・冬用ワイパーの交換(シーズンごとのタイヤの履き替え又はワイパーの付け替え)については、1か月前までに納車先の担当者と日程調整し、車両の安全な運行を確保するため、受託者の負担において、速やかに必要な対応を行うとともに、バッテリーのチェックや関連部分の点検も併せて実施すること。

(6) 点検修理時の代車に係る対応

上記(3)から(5)までの対応を完了するために48時間以上の時間を要することが見込まれる場合には、受託者の負担において、あらかじめ賃貸借車両と同等程度の車両を代車として用意すること。

(7) 事故の処理に係る対応

事故が発生した場合には、以下のとおり対応すること。

ア 事故の受付及び対応

(ア) 事故発生時において、事故処理専門要員による事故受付を行い、事故対応の指示等をすること

(イ) 事故の内容によっては必要に応じて現場確認を行うこと

イ 事故処理及び報告

事故処理状況については、労働局へ隨時報告を行い、労働局が求めた場合は、事故内容及び進捗状況について迅速に回答できるようにすること。

ウ 示談書等の作成

事故の相手方との示談については、あらかじめ労働局総務部総務課と調整の上、交渉を進めるものとし、示談書・免責証書を作成する場合においては、その内容を報告し了解を得ること。

また、示談書の様式は必ず当事者の双方が記名押印できるものとする。

エ 損害資料及び示談書の提出

労働局が求めるときは、下記資料、書類等を提出すること。

(ア) 損害調査報告書(損害査定額の他、相手方の損害明細、損害状況が確認できる写真等の提出含む)

(イ) 関係書類(車検証、交通事故証明書、治療証明書、修理見積書、請求書、委任状、車両保有の申立書等)

(ウ) 過失割合に関する意見書(根拠となる判例等の提示を含む)

(エ) 損害賠償金精算明細書及び損害賠償内容説明書(根拠となる判例等の提示を含む)

- (オ) 加害事故に係る相手との交渉経過
才 その他
- (ア) 本仕様書に定めるもの以外の担保、補償及びサービスの範囲を縮小する等の特約を付帯することはできない。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項は、自動車総合保険普通保険約款に準じる各保険会社約款（※）によるものとする。
※ 対人・対物の示談交渉サービス付きの条件を満たす内容であれば約款名称は問わない。
- (8) その他
車両の運用等を行うに当たっては、労働局の業務等に支障が生じないよう、労働局職員と十分に調整すること。

6 業務実施体制

(1) 実施体制

本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。

(2) 管理体制

本業務の「作業計画書」(別紙4)を作成し、労働局に提出すること。提出後、「作業計画書」に変更が生じた場合には、速やかに変更後の「変更作業計画書」を提出すること。

7 検査

- (1) 仕様書に則って、納入成果物（作業報告書（別紙4））を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（引渡書、検査証明、事故報告書等）を、納入成果物と併せて提出すること。
- (2) 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。

8 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

福井労働局総務部総務課 会計第一係 電話番号 0776-22-2655

9 再委託に関する事項

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (3) 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (4) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと

10 その他

- (1) 自動車の維持に係る費用（別紙5）については、受託者の負担とすること。
- (2) 納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、本仕様書に基づき必要な対応を行うこと。
- (3) 業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。
- (4) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。

11 担当者連絡先

- (1) 入札、仕様書、契約に関する事
福井労働局総務部総務課 会計第一係 齋藤 電話番号 0776-22-2655
- (2) 納車場所
福井労働基準監督署 監督課 電話番号 0776-54-7722
敦賀公共職業安定所 管理課 電話番号 0770-22-4220
小浜公共職業安定所 管理課 電話番号 0770-52-1260

令和6～10年度 福井労働局業務用自動車賃貸借業務 仕様書

類型		小型乗用車
年 式		新車又は車両の初年登録が2022年式以降かつ走行距離2万キロメートル以内の中古車
原 動 機		ハイブリッド車
駆 動 方 式		F F
スタッドレスタイヤ装着の有無		有
台 数		3台
総 排 気 量		1,000cc～1,500cc
車 両 重 量		1,500kg以内
全 長		4,700mm以内
全 幅		1,700mm以内
全 高		2,000mm以内
最 低 地 上 高		135mm以上
荷 室		分割可倒式リアシート
乗 車 定 員		5名
使 用 燃 料		無鉛レギュラーガソリン
車 体 の 色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの
環境性能	排ガス性能	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減レベル適合車
	燃費性能	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月）」に示された燃費基準に適合すること
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席
	アンチロックブレーキ	全車に装備
	ETC車載器	セットアップ作業の実施を含む
	空調	オート又はマニュアルエアコン
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、セットアップ作業を実施を含む 納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること
	AM/FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること 走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること
	パワーウィンドウ	装備していること
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可
	フロアマット	前席、後席分
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具
冬期	寒冷地仕様	有 (無い場合は通常装備より大容量バッテリー等を装着していること)
	スタッドレスタイヤ装着	夏タイヤの他にホイール装着済のスタッドレスタイヤを4本用意し、納車時に装着しておくこと。シーズン毎の交換については受託者で行うこと。シーズンオフのタイヤの保管については納車先で行うが、受託者による保管も可能である。
	冬用ワイパー	フロント、リアを用意すること。シーズン毎の交換及び摩耗時の交換については受託者で行うこと。
安 全 装 備		安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること

令和6～10年度 福井労働局業務用自動車貸借業務 納車場所一覧

別紙2

通番	官署名	納車住所	配備車両台数	年間見込走行距離 (年・km)
1	福井労働基準監督署	福井市開発1-121-5	1	7,000km
2	敦賀公共職業安定所	敦賀市鉄輪町1-7-3	1	6,000km
3	小浜公共職業安定所	小浜市後瀬町7-10	1	6,000km
4				
5				
合計			3	

令和6～10年度 福井労働局業務用自動車賃貸借業務 作業計画書及び報告書

別紙4

※予定はセルを黄色に色づけすること

○ リース代金に含める項目

車両費用	車両代金	
	登録諸費用	車庫証明、納車費用含む
	環境性能割	
	自動車税	契約期間中対応
	自動車重量税	契約期間中対応
自動車損害賠償責任保険料	契約期間中対応	
任意保険料	対人賠償保険	無制限（免責なし）
	対物賠償保険	無制限（免責 5万円）
	人身傷害保険	不担保
	無保険車傷害保険	不担保
	車両保険	リース車両を補償できる額（一般型）（免責額10万円）
	特約その他	① 対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。
		② 運搬・搬送費用（ロードアシストサービス）付きであること。
		③ 弁護士費用特約（自動車事故限定）付きであること。
		④ リースカー車両費用特約付きであること。
		⑤ リースカー車両費用に関する修理費優先払い特約付きであること。
		⑥ 年齢制限なし、搭乗者保険なし、運転者を職員（公務中ののみ）に限定すること。
		⑦ 任意保険（自動車保険）はフリート契約とする。
メンテナンスサービス	継続車検整備	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	12か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	6か月点検	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	事故修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般修理・故障修理	原則として納車・引き取り含む 納車・引き取りの対応ができない場合は別途労働局と協議する
	一般消耗品部品交換	パンク修理含む
	エンジンオイル交換	必要回数
	オイルエレメント交換	必要回数
	エアフィルター交換	必要回数
	バッテリー交換・補充	必要回数
	タイヤ交換	シーズン交換・必要本数
	点検修理時の代車	2日以上の法定整備及び故障整備の際に対応